

議案第一号

三朝町議会議員会条例全文改正について

三朝町議会議員会条例(昭和三十一年三朝町条例第十三号)の全文を
左記理由により別冊とあり改正するものとす。

昭和三十四年九月二十五日提出

提出者 三朝町議会議員

賛成者

賛成者

賛成者

岩山初藏
岸田音一
天野廉三
大橋一男

昭和三十四年九月二十六日原案可決

東伯郡三朝町議會議長加藤幸太郎



提案の理由

現行の三朝町議会議員会条例は昭和三十一年の制定にかゝるものであるが、
その後法令改正等もあり、町議会議運営の実態に即しな面が
あるので全文改正の要あるものと認める。

三朝町議会委員会條例

第一章 通 則

(常任委員会の設置)

第一条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、別表の通りとする。

(常任委員の任期)

第三条 常任委員の任期は、**四**年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員会の設置)

第四条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第五条 常任委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかつて指名する。

(委員長及び副委員長)

第六条 常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長一人を置く。

2 常任委員会の委員長及び副委員長は、議会において各その常任委員の中から選任する。

3 特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員が互選する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(特別委員会の委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第七条 特別委員会の委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第八条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第九条 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長または特別委員の辞任)

第十条 常任委員会の委員長及び副委員長または特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。
い。

2 特別委員会の委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、特別委員会の許可を得なければならない。

第二章 会議及び規律

(招集)

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査または調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第十二条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十四条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第十三条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可多数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第十四条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件または自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第十五条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第十六条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第十七条 委員会は、審査または調査のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の

委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令または条例に基く委員会の代表者または委員並びにその委任または囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第十八条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第十九条 委員会において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、会議規則(昭和 年告示第 号)またはこの条例に違反し、その他委員会の秩序をみだす委員があるときは、委員長は、これを制止しまたは発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止しまたは退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じまたは中止することができる。

第三章 公 聴 会

(公聴会開催の手続)

第二十条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申し出)

第二十一条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならぬ。

(公述人の決定)

第二十二条 公聴会において、意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第二十三条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲をこえまたは公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止しまたは退席させることができる。

(委員と公述人との質疑)

第二十四条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人または文書による意見の陳述)

第二十五条 公述人は、代理人に意見を述べさせまたは文書で意見を提^出示することができる。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第四章 記 録

(記録)

- 第二十六条 委員長は、職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名または押印しなければならない。
- 2 前項の記録は、議長が保管する。

第五章 補 則

(会議規則との関係)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十一年十月一日から施行する。

(従来の委員会条例の廃止)

- 2 **三朝町** 議会常任委員会、特別委員会条例(昭和三十一年条例第十三号)は、廃止する。

別紙

名称	定数	所管
総務委員会	六	総務課、町民室、出納室、の所管に属する、事務に関する調査及び議案、請願、陳情等の審査
観光土木委員会	六	観光土木課の所管に属する、事務に関する調査及び議案、請願、陳情等の審査
農林委員会	五	農林課の所管に属する事務に関する調査及び議案、請願、陳情等の審査
教育民生委員会	五	厚生課、教育委員会の所管に属する事務に関する調査及び議案、請願、陳情等の審査